

計算書類に対する注記（法人全体）

（１）継続事業の前提に関する注記

該当なし

（２）重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

- ・ 車輛運搬具並びに器具及び備品-定額法
- ・ 引当金の計上基準（退職給付引当金）-掛金累計額で計上

（３）重要な会計方針の変更

該当なし

（４）法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

（５）法人が作成する計算書類と事業区分、拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1)法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2)事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4)各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - Ⅰ 社会福祉事業区分
 - ア 社会福祉事業拠点
 - 「法人運営事業」
 - 「地域福祉推進事業」
 - 「ボランティア活動普及事業」
 - 「在宅福祉援助サービス事業」
 - 「共同募金配分金事業」
 - 「基金運営事業」
 - 「福祉資金貸付事業」
 - 「退職手当積立金事業」
 - イ 介護保険事業拠点
 - 「居宅介護支援事業」
 - 「訪問介護事業」
 - 「通所介護事業」
 - ウ 障害者総合支援事業拠点
 - 「あしたば第一作業所事業」
 - 「あしたば第二作業所（就労支援B型）事業」

「あしたば第二作業所（生活介護）事業」

「吹上太陽の家（就労支援B型）事業」

「吹上太陽の家（生活介護）事業」

「川里ポプラ館事業」

「居宅介護事業」

「移動支援事業」

工 指定管理者事業拠点

「高齢者福祉センター白雲荘」

「高齢者福祉センターコスモスの家」

「高齢者福祉センターひまわり荘」

「屈巢放課後児童クラブ事業」

「広田放課後児童クラブ事業」

「共和放課後児童クラブ事業」

「共和こども交流の家事業」

「総合福祉センター事業」

「吹上福祉活動センター事業」

オ 受託事業拠点

「福祉タクシー事業」

「自動車燃料費助成事業」

「障害者用送迎自動車貸出事業」

「視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業」

「手話通訳派遣事業」

「生活困窮者自立相談支援事業」

「福祉サービス利用援助事業」

「生活福祉資金貸付事業」

II 公益事業区分（成年後見サポート事業、生活支援事業）

III 収益事業区分（自動販売機設置運営事業）

(6) 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000

(7) 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

(8) 担保に供している資産

該当なし

(9) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	26,079,581	25,072,310	1,007,271
器具及び備品	35,230,280	23,946,386	11,162,394
権利	152,880	0	152,880

(10) 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

(11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(12) 関連当事者との取引の内容

該当なし

(13) 重要な偶発債務

該当なし

(14) 重要な後発事象

該当なし

(15) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（社会福祉事業拠点）

（１）重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

- ・ 車輛運搬具並びに器具及び備品-定額法
- ・ 引当金の計上基準（退職給付引当金）-掛金累計額で計上

（２）重要な会計方針の変更

該当なし

（３）採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

（４）拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1)社会福祉事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2)拠点区分事業活動明細書（別紙3-⑩）

「法人運営事業」

「地域福祉推進事業」

「ボランティア活動普及事業」

「在宅福祉援助サービス事業」

「共同募金配分金事業」

「基金運営事業」

「福祉資金貸付事業」

「退職手当積立金事業」

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3-⑩）は省略している。

(4) 貸借対照表明細書（別紙⑥）

（５）基本財産の増減の内容及び金額

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000

（６）基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

（７）担保に供している資産

該当なし

(8) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	13,295,070	13,295,062	8
器具及び備品	24,822,136	15,783,970	9,038,166
権利	152,880	0	152,880

(9) 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(11) 重要な後発事象

該当なし

(12) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（介護保険事業拠点）

(1) 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

- ・ 車輛運搬具並びに器具及び備品-定額法
- ・ 引当金の計上基準（退職給付引当金）-掛金累計額で計上

(2) 重要な会計方針の変更

該当なし

(3) 採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

(4) 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1)介護保険事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2)拠点区分事業活動明細書（別紙3-⑩）

「居宅介護支援事業」

「訪問介護事業」

「通所介護事業」

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3-⑩）は省略している。

(4) 貸借対照表明細書（別紙⑥）

(5) 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000

(6) 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

(7) 担保に供している資産

該当なし

(8) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	4,101,350	4,101,344	6
器具及び備品	149,040	52,164	96,876

(9) 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(11) 重要な後発事象

該当なし

(12) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（障害者総合支援事業拠点）

（１）重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

- ・ 車輛運搬具並びに器具及び備品-定額法
- ・ 引当金の計上基準（退職給付引当金）-掛金累計額で計上

（２）重要な会計方針の変更

該当なし

（３）採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

（４）拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 障害者総合支援事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3-⑩）

- 「あしたば第一作業所事業」
- 「あしたば第二作業所（就労支援B型）事業」
- 「あしたば第二作業所（生活介護）事業」
- 「吹上太陽の家（就労支援B型）事業」
- 「吹上太陽の家（生活介護）事業」
- 「川里ポプラ館事業」
- 「居宅介護事業」
- 「移動支援事業」

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3-⑩）は省略している。

(4) 貸借対照表明細書（別紙⑥）

（５）基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000

（６）基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

（７）担保に供している資産

該当なし

(8) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	6,906,561	6,649,058	257,503
器具及び備品	8,001,992	6,845,081	1,156,911

(9) 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(11) 重要な後発事象

該当なし

(12) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（指定管理者事業拠点）

（１）重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

- ・ 車輛運搬具並びに器具及び備品-定額法
- ・ 引当金の計上基準（退職給付引当金）-掛金累計額で計上

（２）重要な会計方針の変更

該当なし

（３）採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

（４）拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 指定管理者事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3-⑩）

「高齢者福祉センター白雲荘」

「高齢者福祉センターコスモスの家」

「高齢者福祉センターひまわり荘」

「屈巢放課後児童クラブ事業」

「広田放課後児童クラブ事業」

「共和放課後児童クラブ事業」

「共和こども交流の家事業」

「総合福祉センター事業」

「吹上福祉活動センター事業」

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3-⑩）は省略している。

(4) 貸借対照表明細書（別紙⑥）

（５）基本財産の増減の内容及び金額

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000

（６）基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

（７）担保に供している資産

該当なし

(8) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	589,050	589,049	1
器具及び備品	768,420	206,492	561,928

(9) 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(11) 重要な後発事象

該当なし

(12) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(受託事業拠点)

(1) 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

- ・ 車輛運搬具並びに器具及び備品-定額法
- ・ 引当金の計上基準(退職給付引当金)-掛金累計額で計上

(2) 重要な会計方針の変更

該当なし

(3) 採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

(4) 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 受託事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3-①)

「福祉タクシー事業」

「自動車燃料費助成事業」

「障害者用送迎自動車貸出事業」

「視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業」

「手話通訳派遣事業」

「生活困窮者自立相談支援事業」

「福祉サービス利用援助事業」

「生活福祉資金貸付事業」

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3-②)は省略している。

(4) 貸借対照表明細書(別紙⑥)

(5) 基本財産の増減の内容及び金額

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000

(6) 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

(7) 担保に供している資産

該当なし

(8) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	1,187,550	437,797	749,753
器具及び備品	1,326,692	1,018,179	308,513

(9) 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(11) 重要な後発事象

該当なし

(12) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（公益事業拠点）

(1) 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

- ・ 車輛運搬具並びに器具及び備品-定額法
- ・ 引当金の計上基準（退職給付引当金）-掛金累計額で計上

(2) 重要な会計方針の変更

該当なし

(3) 採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

(4) 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1)公益事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2)拠点区分事業活動明細書（別紙3-⑩）

「成年後見サポート事業」

「生活支援事業」

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3-⑨）は省略している。

(4) 貸借対照表明細書（別紙⑥）

(5) 基本財産の増減の内容及び金額

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000

(6) 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

(7) 担保に供している資産

該当なし

(8) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位：円）

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	162,000	40,500	121,500

(9) 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(11) 重要な後発事象

該当なし

(12) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（収益事業拠点）

(1) 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

- ・ 車輛運搬具並びに器具及び備品-定額法
- ・ 引当金の計上基準（退職給付引当金）-掛金累計額で計上

(2) 重要な会計方針の変更

該当なし

(3) 採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

(4) 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- ・ 収益事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(5) 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000

(6) 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

(7) 担保に供している資産

該当なし

(8) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	0	0	0

(9) 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(11) 重要な後発事象

該当なし

(12) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし